

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年一月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年一月十七日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 島 孝 文

路線名	弥藤吾行田線
供用開始の区間	熊谷市弥藤吾字東王子四八四番一地从先から 同市江波字下北浦一一六番八〇地先まで
供用開始の期日	令和七年一月十七日
備考	平成二十九年六月二十日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長 告示第十五号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一〇五五・七〇メートル